

新潟県監査委員訓令第1号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局事務決裁規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第4号）の一部を次のように改正する。  
平成26年7月11日

新潟県代表監査委員 野上 信子

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p><b>第3条</b> 事務局長（以下「局長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>(9) 局長及び次長の次に掲げるものの承認等を行うこと。</p> <p>ア 休業</p> <p>イ 地方公務員の育児休業等に関する法律の育児休業及び育児短時間勤務</p> <p>ウ <u>自己啓発休業及び配偶者同行休業</u></p> <p>(10) ～(15) (略)</p> <p>(次長の専決事項)</p> <p><b>第4条</b> 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>(9) 職員（局長及び次長を除く。）の次に掲げるものの承認等を行うこと。</p> <p>ア 休業</p> <p>イ 地方公務員の育児休業等に関する法律の育児休業及び育児短時間勤務</p> <p>ウ <u>自己啓発休業及び配偶者同行休業</u></p> <p>(10) ～(21) (略)</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p><b>第3条</b> 事務局長（以下「局長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>(9) 局長及び次長の次に掲げるものの承認等を行うこと。</p> <p>ア 休業</p> <p>イ 地方公務員の育児休業等に関する法律の育児休業及び育児短時間勤務</p> <p>(10) ～(15) (略)</p> <p>(次長の専決事項)</p> <p><b>第4条</b> 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>(9) 職員（局長及び次長を除く。）の次に掲げるものの承認等を行うこと。</p> <p>ア 休業</p> <p>イ 地方公務員の育児休業等に関する法律の育児休業及び育児短時間勤務</p> <p>(10) ～(21) (略)</p>